

1851年ロンドン万国博と製造業利害

「バーミンガム問題」を中心に

重富 公生

1. はじめに

「全諸国の産業成果の大博覧会 (Great Exhibition of the Works of Industry of All Nations)」これが1851年ロンドン万国博覧会の正式名称である。イギリスが工業生産力の一頂点に達しつつあった時期に開催されたロンドン博は、その成果を一堂に集めて世界に向けて誇示する場となった。そして後世にいたるまで、博覧会はそのような存在としてのイギリスを象徴するものとして位置づけられたのである。近年、ロンドン博開催の諸事情や背景についての研究が深化するにともない、やや異なった像が描かれるようになってきた。すなわち、大は博覧会の理念から小は展示の手続き・方法に至るまで、夥しい利害の対立があったこと、階級統合と社会的秩序維持という一般的なイメージとはうらはらに、結果的に社会的亀裂を暴露する場として機能したこと、そしてその背後にはイギリスの未来像 “national identity” をめぐって対立する複数の見解があったことが指摘されている¹⁾。そのような亀裂や対立はさまざまの局面で現れたが、うち産業界の立場と主張にかかわる事項はとりわけ重大な問題であった。「産業の成果」の博覧会、産業界の晴れ舞台の背景には博覧会の主催者・推進者と産業の利害との抜き差しならぬ相剋があったのである。本稿は「バーミンガム決議」の波紋とその帰結にいたる過程を観察することによって、そういった利害の相剋の一端を明らかにしようとするものである。主要史料として「1851年博覧会王立委員会 (Royal Commission for the Exhibition of 1851, 以下「王立委員会」と略記)」所蔵の書簡類を用いた²⁾。

王立委員会はロンドン博の主催者、運営者として組織された団体であるが、後述のように各界の代表をメンバーとして擁していた。この委員会が正式に発足する前から、その主要メンバーとなり、アルバート公 (Prince Albert) とともにこの博覧会実施にもっとも貢献のあったとされるヘンリー・コール (Henry Cole) らは、全国各地・各都市を歴訪し、博覧会の理念や目標を説明して理解や強力を求めた。同時に各地に博覧会のための地方委員会 (Local Committee) の結成を勧告・要請した。博覧会実施のための費用は、当初民間業者との契約によって調達する方針が示されたが、資金は国民の自発的寄付金 (voluntary subscription)

1) Auerbach (1999), p. 3. また, Davis (1999) も基本的にこのような立場から書かれている。

2) 書簡類は王室が所有し王立委員会が保管している Windsor Collection と、委員会自身が所有している Correspondence and Papers とに大別される。以下では前者を WC、後者を CP と表記し、その後それぞれ史料番号を付記する。

によるべきであるとする声が各界から寄せられ、方針が転換された³⁾。それによって地方委員会は、たんに王立委員会との意思疎通の窓口の役割だけにとどまらず、自発的寄付募集組織としても位置づけられることになった。王立委員会は博覧会に全国民的規模での参加を実現するためには地方委員会の積極的活動と協力が不可欠とみて、のちに展示品の出品にあたっては地方委員会に多大の権限と責任をあたえた。まさに地方委員会は博覧会を支える屋台骨の役割を担ったのである。

ところが王立委員会による各地での協力要請や、地方委員会の結成と寄付金募集は思ったように順調には進まなかった。コールらの歴訪は1849年の夏から開始されたが、翌50年にはいっても大半の地方や都市では地方委員会さえも立ち上がっていない状況であった⁴⁾。この背景として博覧会の理念と目的、開催方法にたいする地方の人々の無知と無理解・誤解があった。王立委員会はこのような事態に対処するための特別の委員会を発足させたり、各地の主要関係者を集めてアルパート公自身が説明を行なったりして、主旨の徹底に務めたのである。その結果地方委員会の形成と寄付金募集が本格的に着手され、地方の協力体制が整うことになったが、その後も地方の各利害関係者と王立委員会との間の不協和が絶えなかった。農業関係者は、博覧会が自由貿易の理念を体現するものとして実施自体に警戒的態度をとるケースも多かった。工業関係者の場合、博覧会の理念自体はいうまでもなく比較的容易に受け入れたが、いくつかの点で王立委員会や他の関係者と、あるいは関係者内部で対立した意見が出された。そのなかには、優秀な展示品にメダル（くわえて賞金）をあたえることについての是非や、会場での展示スペースの決定法に対する不満など、具体的実施の手順と方法をめぐるものが多かった。しかし展示品に価格を表示するかどうか、会場での展示品の売買を認めるかどうかといった点での対立は、たんに手順と方法をめぐる見解の相違にとどまらず、イギリス産業の利害と立場の根本にかかわる問題をふくんでいた。本稿の対象となる「パーミンガム決議」がもたらした波紋も、そういった性質のものであった。

2. 「パーミンガム問題」について

パーミンガム問題は、「すべての展示品にその製造業者の名前を表示することを義務（compulsory）とはしない」という王立委員会の方針にたいして、1850年4月10日にパーミンガムの地方委員会が異を唱えた決議を行ったことに端を発している。決議は、以下のような内容であった。

3) Davis (1999), pp. 41-42.

4) Davis (1999), pp. 59-60; Leapman (2001), pp. 32-34.

本委員会の見解では、1851年の万国産業博覧会の成功は、わが王国のみならず全世界にその技量を示し作品を知らしめるという、製造業者たちに提供された機会に多くを依存している。しかるに本委員会は、王立委員会が、どのような場合でも製造業者の名前をすべての展示品について明示するということを義務とはしていないことについて、遺憾の意を表明するものである。さらに本委員会の見解によれば、それによりとりわけ小規模製造業者には多大な不公平が生じるであろう。というのも、上記の配慮を欠くならば、多くの場合彼らの作品はそれを出品することになる所有者や小売商人にとってのみ優位をもたらすものとなるだろう。じっさい、そのような配慮がなされていない結果、当地周辺の製造業者たちは博覧会に展示品を提供することにたいしてきわめて消極的な意向を表明している⁵⁾。

これは展示の方法について、それまで王立委員会が想定していたような、実際の生産に直接関与していない商人や所有者 (proprietor) も出品者として名を連ねることができるという方針に真っ向から対立するものであった。王立委員会はすぐさま自らの主張とその根拠をパーミンガム市長ウィリアム・レイシー (William Lacy) に書き送り、またその内容を一般に公開するかたちで、全国の地方委員会にたいし、つぎのようにその正当性を訴えた (4月20日)。すなわちロンドン博が製造業者の技量と作品を全世界に知らしめる機会であるという見解には王立委員会もまったく賛同する。しかし、以下のような理由で、どのような場合にも製造業者の名前を明示することはきわめて困難で、現実的ではないとみている。

ある製造業者が自身発明者、もしくはただ一人の作り手、もしくは意匠ないし発明の所有者である場合には、彼を製造業者とみなすことは困難ではないし、彼が自身を唯一の製造業者と主張することにたいしてはどんな反対もなしえない。またこの場合には当の製品を出品する小売商人は小売商人以上のものではありえないことは明白だろう。そして製造業者はその功績を自らの手にする十分な理由がある。

しかしほかに様々なケースが考えられる。王立委員会の委員が聞くところによれば、すべての事情が完全に知られている場合でさえも、誰が最も生産に貢献のあった当事者たる資格を有するのか、つまり製造業者と呼びうるのかを決定するのがきわめて困難な多くのケースが存在する。たとえば、オリジナルな発想こそが最大の貢献であるような製品、製造はたんなる機械的プロセスにしかすぎないと思われるような製品もあろう。また価格だけが製造の場となる特定の作業場の決定因となった製品もある。その場合は発案者 (Originator) を兼ねた小売商人ないし所有者が、功績のある唯一の当事者と言いうのであろう。さらには真の功績はひとえに、製造業者でも小売商人でも所有者でもない発明者ないしデザイナーに帰すべきケースもあろう。そういったケースで、どうして製造業者名表示を義務とすることが公正にかなうのか、最善の策になるのか、本委員会の委員は理解できない。

ほかに様々なケースがあるが、おそらくもっとも多いのは、程度の差はあれ一度に多数の人間が貢献しているケースであろう。彼ら全員にたいして委員会がそれぞれの貢献の適切な評価を

5) WC/IV/16.

確定することは、不可能だと思われる。たとえば普通の猟銃は多数の製造業者の手になるものである。ある者は銃身を作り、別の者がそれを中繰りし、第三の者が発射装置を作る。さらに別の者が銃床を作り、第五の者が据え付けを担当する。これらの結合が猟銃の完成であり、それ自体多岐にわたる分業と多様な技能をともなうプロセスである。そしておそらくは小売商人の名目で全体が統括されるが、かれはそのプロセスに名前と資本以外はたぶんなにも貢献していないだろう。このような場合、どうして委員がすべての事実を掌握しきれよう。たとえ知りえたとしても、それぞれの者が正確にどれだけ貢献しているかを見物客に示しうるかたちで各展示品に全員の名前を表示するために、いったいどのような規準を策定しえよう⁶⁾。

この両者の言い分にはそれぞれに相応の正当性があるといえようが、この問題をめぐって、バーミンガムおよびそれ以外の地方委員会は、それぞれ異なった利害を背景に応答を繰り広げることになった。

3. バーミンガムの再応答

この王立委員会からの通知を受け、バーミンガムの地方委員会はただちに集会を開き、王立委員会の主張を再検討した。その結果、やはり前回の決議の正当性および重要性をあらためて認識するにいったと再応答している。とくに王立委員会が危惧する、一製品が多数の製造業者の手を経た場合の表示法については、つぎのような対処策を提案している。すなわち、普通の猟銃のケースでは、完成されればそれは製品の出品であり、数々の部品を組み合わせさせて製品を完成させた者が製造業者とみなされる。またもしそれらの部品、たとえば発射装置や銃身といった物が、職人の技巧の熟練を示す作品として別々に展示されれば、その部品を作った者の名前が製造業者として表示されねばならない。もちろん原材料を提供した者、デザインの開発の労をとった者も製造業者とみなされることになる、と。じっさい博覧会では銃身や銃の発射装置などはそれぞれ単品としても出品されることになった。

それゆえ、バーミンガム地方委員会としては、すべての事例において製造業者の名前が各展示品に明示され、この規則から逸脱した場合は、その展示品は直ちに博覧会場から撤去されるという統一的規則を制定すべきであるとする。そして同委員会の予想では、そのような逸脱のケースはきわめて稀であろうし、あったとしても博覧会終了のはるか以前に摘発されることは間違いのないであろう。そのうえでつぎのように結論づける。もしすべての展示品に製造業者の名前を表示することを義務づけしないとすれば、結果としてそれは小規模な製造業者が自分の名前を展示品に表示することを妨げる行為に利用され、彼らが当然顕彰されるべき功績は、直接の出品者となるであろう所有者や小売商人にあたえられることになるう。

6) WC/IV/16.

博覧会のはっきりした目的は、製造業者たちにその技量を示しその作品を知らしめる機会を提供することなのである⁷⁾。ここでは製造業者と商人の利害のうち、製造業者の利害がはっきりと商人のそれに優先されていることがわかる。

その後もバーミンガムはこのような見解を変更しなかった。6月24日の地方委員会での会合でも、さらにいくつかの理由をあげて自らの主張の正当性を強調している。すなわち、王立委員会は、展示品のデザイナーであろうと発明者であろうと、製造業者ないし所有者であろうと、出品は許され、彼らがどういう資格で展示したかを明言することは重要とはしないという立場をとっていた。バーミンガムにとってはこれでは商人が圧倒的に有利な立場になる。なぜか。大きな工業都市でも主要な生産物は小売業者によって大衆に提供されている。ある製造業者の嗜好と様式は彼の同業者とは違うものであり、それは購買者の選択が多様であるのと同じである。大衆は多様性を欲し、最良の選択が叶えられる所に足を運ぶ。それゆえ、バーミンガムの方法が採用されたとしても、小売業者は博覧会によってなら害を被ることはないが、もし製造業者の名前が表示されないとすると、小売商人は彼らの犠牲の上に利益を得ることになる。実際Roger & CutleryやBroadwood & Pianoなど、人口に膾炙した製造業者の製品を売ることにより小売商人は利益を得ているが、一方で多くのしかるべき資格のある製造業者の商業的名声の小売商の名前のもとに隠れてしまっている。以上がその理由である。

また会合では過去の博覧会での方法と実績も強調された。おそらくイギリスでそれまで開催されたもっとも重要で成功裏に終わった去年のバーミンガム産業博覧会では、すべての展示品に製造業者の名前を表示するというルールで行われている。その結果博覧会場から展示品が除去されたケースは1件にすぎなかったという。さらにフランスの博覧会における審査員の決定も看過すべきではない。フランスでは46年の経験と20回の開催歴をふまえて、小売商人が製造業者に伍して出品することを認めないと決めていた。そしてもし王立委員会の現行の措置がとられたとすると、フランスとイギリスの出品者たちは異例の状況のもとで展示しなければならなくなる。つまりフランスの出品者たちはフランス国内での博覧会運営の原則であったように製造業者として出品するのにたいし、イギリスの出品者たちは製造業者と商人の混ぜ合わせになるからである⁸⁾。実際にはフランスからの出品者は、製造業者が圧倒的多数であったとはいえ、他の資格での出品者も少なくないので、王立委員会の主旨は結果的にはフランス側にも周知されていたことになる。

4. バーミンガム問題の波紋

つぎにこうしたやりとりをめぐる、バーミンガム以外の都市の反応をみてみよう。まずは

7) WC/IV/16.

8) WC/IV/16.

じめに、時間的にはやや遡るが、王立委員会が自らの方針をパーミンガム地方委員会への書簡として公にする前に、ロンドンのウェストミンスター地方委員会からつぎのような問い合わせが王立委員会に届けられている。

ぜひと王立委員会に質問しておきたい当委員会のもうひとつの切実な関心事は、厳密な意味での製造業者だけが出品を許されるのかどうかという点である。この問題については早めの決定を望む。なぜなら当委員会は、実際の製造業者ではないが、つねに最良のデザインを生み出しているような様々な業種の多くの人々が、この問題についての王立委員会の決定を固唾をのんで待ちわびていることを、聞き及んでいるからである。当委員会の意見はつぎのようなものである。すなわち、デザイナーや製造業者に加えて、考案者や発明者 その監督下でデザインが準備され、彼によってのみデザインが施される も、一定の条件のもとに作品の出品を許されるべきである。というのも、その作品の実際の作者は彼なのであり、製造業者は機械と労働、素材を提供したにすぎない。当委員会はつつしんでつぎのことを具申したい。すなわち、出品の特権をこのように規定することによって、すべての当事者の利害にとって公平がかなうであろうこと、それぞれの業種において計り知れないほど多くの嗜好や才覚が開花するであろうこと、そして英国の製造業の作品において、たんに製造業者だけが出品を許されるとした時よりも、はるかに卓抜した技量が発揮されるであろうこと⁹⁾。

王立委員会の方針が周知されていない段階で寄せられたと思われるこの問い合わせの内容は、出品者は製造業者に限定しないのはもちろんのこと、製造業者の名前を表示することも求めないという王立委員会の方針を結果的に補完・補強することとなった。

さてパーミンガム決議にたいしては各地から様々な反響がよせられた。パーミンガムの見解に与して王立委員会の方針に反対する見解を表明した地方委員会は、しかしながら、さほど多くはなかった。そのなかではシェフィールド地方委員会は、はっきりと反対の立場をとっている。すなわち同委員会は市の商人・製造業者・職人たちにたいする声明のかたちで、つぎのような基本方針を掲げた。日付はないが、おそらく4月20日の王立委員会のパーミンガム宛書簡が公開された後のことと思われる。

製造業者が自分自身の名前を表示するかどうかの問題は、とりわけわれわれの強い関心事となった。王立委員会は最近、これは製造業者の選択に委ねられるという決定を下したが、われわれの意見は、真正の製造業者の表示をともなわない製品の展示は許容すべきではないというものだ。それ以外のやりかたは、どんな名称で取り繕おうと、明らかに大衆への欺瞞である。製造業者の名前や商標をつけることへの主要な反対意見は、そうすることによって小売商人が損失を被るというものだ。つまり大衆が店主をとびこえて直接製造業者のところになってしまうのではないかと。

9) CP, 1850, no. 58.

そして同委員会はこのような反対意見は支持できないとし、その理由としてつぎのことをあげている。

商店主たちはその熱意と資本と営業力によってイギリス中のすべての工場からの製品を一堂に会して顧客の目に提供する。このような条件では製造業者の競争（もし彼がそうする気があればだが）など論外となる。大衆はつねに自分の嗜好が十分叶えられる場所で買い物することは明らかであろうから、小売商人の本来の強みは大衆とともにあることにあり、そこでは大衆の利便はあらゆる方法で考慮される。それゆえ、製造業者の名前を表示すべきであるというわれわれの意見をくり返しておこう。われわれは商店主という、きわめて有用で営業力のある階層にたいしてあらゆる公平な配慮を心がけるつもりだが、一方で製造業者の消滅によって彼らがいたずらに強大化してゆくの座視することはできない¹⁰⁾。

委員会は商人の立場の優位をもっとも危惧しているが、これはバーミンガムの主張とも共通した内容である。いうまでもなくシェフィールドは刃物・什器を中心とする夥しい数の金属加工業者を擁しており、この問題でバーミンガム市と歩調を合わせようとしていることは、納得がいく。

さらにバーミンガム決議に同意する声は、ニューカッスル・アポン・タインからも早い段階で（4月29日）寄せられていた。すなわち、ある展示品が種々の部品から構成され、部品それぞれが別々の職人により作られた場合、またいくつかの作品が組み合わせで展示された場合、それぞれに製造業者の名前を表示することは困難で、場合によっては不可能かもしれない。とはいえ、支障なく可能な場合は、作り手の名前を要請すべきであり、作品の買い手にすぎない商人は当然製造業者に帰すべき功績を手にするべきではない、と¹¹⁾。

一方当のバーミンガム市からは、前述のように5月1日に王立委員会宛に自らの主張の正しさを述べたてる書簡が送られていたが、5月13日にはさらにもう一通の質問状が届けられている。そこでは、1851年博覧会は1849年フランス博の原則にならって、製造業者だけに制限するのか、あるいは王立委員会からの一回覧状に述べられていたように、発明者であれデザイナーであれ、製造業者、所有者であれどのような立場の者も出品を許されるのか、と基本方針についての再確認を行ったうえで、つぎのように結果についての危惧が表明される。すなわち、言及のあったような措置が最終的に実行された結果として、正確に同じデザインと組立の物が製造業者と、購入によりその作品の所有者となった者の双方によって出品されることになり、まったく同じ展示品が無制限に重複してしまうことが意図されているのか、と¹²⁾。この質問（危惧）にたいして王立委員会の側から回答があったのか、回答内容がいかなるものであったのかについては、窺い知ることができない。また5月15日にはダービーの地方委員

10) WC/IV/6.

11) CP, 1850, no. 131.

12) CP, 1850, no. 148.

会から王立委員会宛に、その方針を採用することが博覧会の利益に寄与するものと考え、バーミンガムの提案に深甚なる賛意を表するものであること、そしてそのような配慮がなされ、提案が最大限に実行されることを希望するものであることが書き送られている¹³⁾。

王立委員会が自らの方針が広範な支持を得られると考えていたことは間違いないが、このような反対意見の存在を念頭において、5月の中旬には集中的な対策を講じた。「地方委員会連絡特別委員会」がプレイフェア (Lyon Playfair) とロイド (Col. J. A. Lloyd) の2名で構成され、両者が王立委員会の方針の説明と理解のために全国各地を歴訪することになった。彼らは一ヶ月半のあいだ各地で啓蒙・説得活動に努め、有力者と面会し、バーミンガムの主張の浸透を防ぐために精力的に活動した。5月18日にはプレイフェアから王立委員会のグランヴィル伯爵 (Lord Granville) にその報告書が送られ、リーズの地方委員会が王立委員会案に賛意を表していることを述べたあと、シェフィールドの現況について記している。

バーミンガム問題については、当地は意見が分かれている。輸出業者たちはそれ (王立委員会の案?) に賛成で国内市場向けの製造業者はそれに反対している。私は地方委員会とは接触していないが、私が会った委員や有力メンバーは、いまやわれわれの決定が正しいと考えているようで、この意見に沿って委員会を運営できることはほとんど疑いないと言っている¹⁴⁾。

この報告は前にみたシェフィールド地方委員会の基本方針 王立委員会案は製造業者に著しく不利として反対 からすると、意外な内容である。もうひとりのロイドも、5月31日付の報告のなかで、これまでにバーミンガム決議に反対の立場を表明した都市としてブラッドフォード、ハリファックス、ドンカスター、ハダスフィールド、リーズ、レスター、ノッティンガム、ペイズリー、ウェイクフィールド、ヨーク、ダービー (見込み) をあげ、またエディンバラ、グラスゴウ、シェフィールドも反対することを確信していると記す¹⁵⁾。

もともとシェフィールドは万国博覧会の開催に向けて積極的な姿勢を示しておらず、遑って2月11日付の王立委員会宛の書簡では、王立委員会のプランの全貌について十分な情報が得られていないこと、とくに彼らが博覧会においてシェフィールドになにを期待しているのかがよく分からないと訴えている¹⁶⁾。また5月に入っても博覧会の性格と役割についてなかなか理解してもらうことができず、驚くほど冷淡な雰囲気であることをプレイフェアが報告している¹⁷⁾。おそらくバーミンガム決議にたいしては、プレイフェアのいうように意見が割れていたものと思われる。しかしそうするとさきの基本方針で表明されたシェフィールド地方委員会の断固たる反対の意向と、二人の報告者によるむしろ楽観的な見方のどちらが実態を表していたのであろうか。ただ基本方針のほうが日付がなく、ロイドらの説得工作が結実する

13) CP, 1850, no. 152.

14) WC/III/87.

15) WC/III/101.

16) CP, 1850, no. 5.

17) WC/III/87.

かたちでシェフィールド全体の意向と方針が変化していったのか、たんに楽観的な見方にすぎなかったのか、これ以上のことは不明である。

なお同年11月1日付の同じくブレイフェアからの手紙では、以前は冷淡であったシェフィールドが協力的な姿勢を示すようになってきていると報告されている。それにあたっては40人のすぐれた (intelligent) 職人により構成された委員会が、市をいくつかの地区に分けて、製造業者たちを訪問して博覧会開催が産業にもたらすプラスの効果について説いてまわったことが大きく貢献したと述べている¹⁸⁾。有力都市のなかではマンチェスターは早い時期から協力的な姿勢を見せていた。一方リヴァープールはある時期まで無関心の態度や反対の声が顕著であったが、有力商人を招いての集会・晩餐会の成功や地元紙の協力などもあり、5月頃から態度が好転し始めたことが報告されている¹⁹⁾。

さて二人の各地での精力的な活動が功を奏したのか、各地の地方委員会が続々と王立委員会の方針に賛成であるという決議を行なった。5月31日にノッティンガム²⁰⁾、6月13日にプリストル²¹⁾、22日にプレストン²²⁾、24日にリヴァープール²³⁾、パース²⁴⁾、26日にノリッチ²⁵⁾とつづいた。一方でロンドンのシティーの地方委員会では、王立委員会から当委員会に提起された問題の審議において、様々の異なった意見が表明されたもようで、シティーからの3名の代表は事前に特定の指示に拘束されないで、きたる6月27日の王立委員会による協議会(後述)に出席することが決定された²⁶⁾。

またロンドンのメリルボーン (Marylebone) 地方委員会は6月下旬になっても原則的にバーミンガムの見解を支持していた。すなわちすべての展示品に製造業者の名前を表示することを義務とすること、出品の特権は製造業者に限るべきこと、ただし、卸売ないし小売商人がデザインの所有者であったり、織物や機械の発明者であったりした場合はのぞくことを要請している²⁷⁾。もうひとつロンドンからの書簡をあげると、つとに王立委員会の基本方針を先取りするような提案を行っていたウェストミンスターは、王立委員会の決定に全面的に同意するものであるが、原則として製造業者の名前は表示されることを旨とすべきであり、もしそれが省かれる場合、その省略は必ず地方委員会の承認を得たものでなければならないという意見であるとして、王立委員会にくぎを差している²⁸⁾。ここでもその後製造業者の主張が採り入れられるかたちで合意の(微)調整がはかられたものと推測される。

18) WC/V/25.

21) CP, 1850, no. 164.

24) CP, 1850, no. 194.

27) CP, 1850, no. 187.

19) WC/III/106.

22) CP, 1850, no. 189.

25) CP, 1850, no. 201.

28) CP, 1850, no. 197.

20) WC/III/101.

23) CP, 1850, no. 192.

26) CP, 1850, no. 193.

5. 帰結

この問題がどう決着したかについて簡単に記しておこう。王立委員会は6月の27日にバーミンガムからの代表を加えて、最終的方針決定のための協議会（Conference）を行うことに同意した。そしてこの協議会にはバーミンガム以外の地方委員会の代表も参加するよう、働きかけた。結果的にはこの協議会で、王立委員会の方針が原則として認められたが、反対意見を配慮して、多少の修正が施された。すなわち、デザイナーであれ発明者であれ、展示品の生産者であれ所有者であれ、誰もが出品を許されるが、ただ彼らはどのような資格で出品するのか明言しなければならない、と。じっさい、王立委員会の方針に基本的には同意していたリーズの地方委員会は6月17日付の王立委員会宛の書簡で、審査員は賞の授与にあたって、展示品と出品者の関係を考慮に入れるよう指示されるべきであり、もし複数の展示品が同等の優秀性を有している場合は、十分な情報を提供したほうが優先されるべきであると要請している²⁹⁾。すでに述べたように、王立委員会は当初展示品のデザイナーであろうと発明者であろうと、製造業者ないし所有者であろうと、どういう資格で展示したかを明言することは問題としないという方針であった。製造業者の不満と要望に一定の譲歩を行ったとみることができる。しかしいずれにしても王立委員会の意図通り、バーミンガムの声は「支持の大海のなかで溺死した」のである³⁰⁾。

とはいえこの帰結を、バーミンガムを中心とする製造業利害の「敗北」とみることはできない。なんといっても、地方委員会は展示品・出品者の決定にあたって強い権限と責任をあたえられていたからである。博覧会では展示品は30のクラスに分類され、うちクラスXXIIは鉄製品および金物類全般にあてられていた。このクラスは全クラスでもっとも出品者が多く、性質上バーミンガムとシェフィールドからの出品者が量的にぬきこんでいるが、そのほとんどがManufacturerやProducerといった製造業者となっている。提出された出品趣意書からも展示にたいする強い熱意が感じられる。したがって、すでに一定の「比較優位」を有するバーミンガム産業界・製造業者の主張を牽制するかたちで各界の利害のバランスを考慮した結果であるとみるのが妥当なところであろう。

すでにみたように王立委員会は、製造業者の名前を表示することを義務としない理由として、それが実際には困難なケースが多いことをあげていた。一例として猟銃の生産工程は多くの業者によって担われていることへの言及があったが、ここには当時のイギリス製造業の特徴のひとつが反映されている。すなわち、生産工程の垂直統合がすすんでおらず、それぞれの工程が別の業者によるばかりではなく、その工程の橋渡しにさらに商人が介在するという実態である。バーミンガムと、その決議に（一時的にせよ）完全に同調したシェフィール

29) CP, 1850, no. 168.

30) Davis (1999), p.79.

ドは、いうまでもなく当時の金属加工業の二大中心であった。とくにパーミンガムの銃産業は長い歴史を持ち、18世紀末から19世紀にかけてはイギリスのみならず世界の銃生産のメッカのひとつとなった。しかし19世紀半ばにいたっても多くの零細な下請業者が生産を担っており、また広範な分業体制をしいていた³¹⁾。

またこういった特徴は博覧会における実際の展示にはっきりと現れている。たとえばWilliam Bird商会からの出品趣意書をみてみよう。出品趣意書には、詳細な製品と価格のリストを記した冊子状のものが多数含まれているが、鉄商人(iron merchant)であった同商会から提出された趣意書も、そのようなものである。この会社は鉄を中心にして、鋼鉄、銅、鉛、真鍮、錫などの金属を素材とした多種多様の製品を販売していた。棒鉄や銑鉄といった中間財、パイプや板金などの加工製品、リベット(鋳)やボルト、銃や砲弾などの武器、造船部品にいたるまで、列挙しきれないほど種類が多い。木材用のネジなどは、太さと長さによって、200種類ほどのサイズが用意されていた。素材についても、同じ鉄でもウェールズ産、スコットランド産、スタッフォード産などがチョイス可能で、しかもそれぞれについて等級別に用意されるという念の入れようである。中間財は売却単位がトンとなっており、製造業者が買い手として想定されていたことはいうまでもない³²⁾。パーミンガム問題の背景には、こういった状況によって引き起こされた商人と製造業者の錯綜した利害関係があったことは間違いない。

パーミンガム決議を葬り去ることに成功した王立委員会であったが、もともとこの委員会は各界からの代表者をそのメンバーに加え、博覧会にたいする広範な社会的層の意見と要望が反映されるように努めていた。アルバート公を委員長とする25名で構成されたが、内訳はおよそつぎのようなものである。美術界の代表3名、ロバート・スティーヴンソンをふくむ科学・技術畑の専門家およびエンジニア5名、貴族2名、シティー代表3名、農業界1名、政界からはリチャード・コブデンやロバート・ピールをふくむ数名が名を連ねた。そして製造業界からはマンチェスターの綿工業者(兼商工会議所会頭)、リーズの繊維業者、ロンドンの絹業者の3名が参加した。当初コールは専門家に偏った人選をすすめていたが、商工相H. Labouchere(自身も委員となった)は産業界からの参加を主張し、コールもこれを認めた³³⁾。ただし、製造業の代表が参加していたとしても、王立委員会がロンドン博に託した理想と、商工業ないし産業界が実際に博覧会に期待したことの間には明らかな乖離があった。王立委員会は長期的なイギリス産業の改善と方向付けをつねに掲げていた。とくに準備段階で美術協会(のちのRoyal Society of Art、当時はアルバート公が会長をつとめていた)が主導的な

31) Bailey & Nie (1978), pp. 17-20.

32) Prospectuses of Exhibitors, vol. I.

33) Davis (1999), pp. 47-57; Hobhouse (2002), pp. 14-16; *Official Catalogue*, vol. I, p. 36.

役割をはたしたことから窺えるように、生産物のデザインの改善を目的とする "art manufacture" が、ひとつのモットーとされた。本稿でみてきたバーミンガム問題は、第一に誰が出品者と名乗る資格を有するかをめぐる、主として製造業利害と商業利害の対立としてあらわれ、王立委員会が産業博の理想と考えていた方向とは別の土俵で戦われたものといつてもよいかもしれない。

バーミンガムの地方委員会は、6月24日の会合で自らの声明の締めくくりに、「現在の措置が採用され製造業者の名前が隠されることを容認すれば、博覧会は製造業者の国民的博覧会ではなく、巨大なバザールの様相を呈することになる」と予測している³⁴⁾。博覧会をバザールや商取引の場にしてはならない。これは博覧会の理念として王立委員会こそが終始こだわっていたことである。製造業者による要望、そして結局は拒否されたもうひとつの要望として、展示品の価格表示ということがあった。多くの製造業者たちは、イギリス産業の大量生産体制の強みは価格による競争においてこそ発揮されるのであり、生産のコストや経済性（そして価格）はそれ自体展示品の大きな功績であると主張した。つまり、大量に安く作ることは、節約と勤勉の成果であり、その点で高価な高級品に劣るところはない、と。リーズの地方委員会は、競争は最高級の質の品によって競われるべきではなく、わが市とその周辺の地域の主力産品である豊富な等級の製品を評価して欲しい、そしてそのような要望が容れられるかどうか、博覧会への当地の支持固めにあたって決定的に重要であると書き送っている³⁵⁾。けっして博覧会を高価・高級なもの、珍奇なものの展覧会としてはならなかった。こういった価格表示の要求は国内製造業者からだけでなく、ハンブルグやデンマークの業者からも寄せられた。デンマークではこれが認められなかった不満から、出品者が極端に少なくなったほどである³⁶⁾。結局王立委員会は、外国の製造業者がイギリス市場を開拓するためにコスト以下の価格を表示するのではないかという、ロンドンの商人や保護主義者の危惧を取り除く目的もあって、価格表示を拒否した³⁷⁾。この価格表示問題は製造業利害をめぐる、ある意味で名前表示問題と共通した背景を持っていたが、博覧会の高邁な理念のもと、多くの利害関係者たちが自らの利益を引き出すために暗闘し牽制しあっていた事実を物語っている。

以上、現在も存続し活動している王立委員会が所蔵する書簡類を中心にバーミンガム問題に反映された製造業の利害をみてきたが、いっそう多面的に経緯と背景を探るためには実際の製造業者のみならず商人や所有者の直接の声が情報として不足している。こうした当時の産業界の博覧会への反応と対応をめぐる総合的な考察を今後の課題として、ひとまず本稿をむすびたい。

34) WC/IV/16.

35) CP, 1850, no. 53.

36) Leapman (2001), pp. 109-110.

37) Auerbach (1999), pp. 118-119, 120. にもかかわらずこの博覧会が巨大な商品市場の性格を強く帯びていたことについては、拙稿(2003)を参照されたい。

参考文献

《マニユスクリプト》

Correspondence and Papers, Royal Commission for the Exhibition of 1851
Windsor Collection, Royal Commission for the Exhibition of 1851

《カタログ類》

The Great Exhibition of 1851: Prospectuses of Exhibitors, Michigan: UMI, 1991.
Official Descriptive and Illustrated Catalogue of the Great Exhibition 1851, 3vols. (1851) London:
Spicer Brothers. 引用箇所では*Official Catalogue*と略記した。
Official Descriptive and Illustrated Catalogue of the Great Exhibition 1851, 4vols. (1996) (本の友社)。

《二次文献》

Auerbach, J. A. (1999), *The Great Exhibition of 1851: A Nation on Display*, New Heaven.
Bailey, D. W. & D. A. Nie (1978), *English Gunmakers: The Birmingham Gun Trade in the 18th and 19th Century*, London.
Davis, J. (1999), *The Great Exhibition*, Stroud.
Leapman, L. (2001), *The World for a Shilling: How the Great Exhibition of 1851 Shaped a Nation*, London.
Greenhalgh, P. (1988), *Ephemeral Vistas: A History of the Expositions Universelles, Great Exhibitions and World's Fairs, 1851-1939*, Manchester.
Hobhouse, H. (2002), *The Crystal Palace and the Great Exhibition: A History of the Royal Commission for the Exhibition of 1851*, London.
Richards, T. (1990), *The Commodity Culture of England: Advertising and Spectacle, 1851-1914*, Stanford.
重富公生(2001)「万国博出品からみた十九世紀半ばヨーロッパ分業圏 1851年ロンドン万博試論」, 『国民経済雑誌』第183巻第6号, 35 - 50頁。
重富公生(2003)「十九世紀半ばイギリスの商品世界 1851年ロンドン万国博展示品を中心に」, 『ヴィクトリア朝文化研究』第1号, 3 - 21頁。

[付記] 本稿は、平成14年度神戸大学長裁量経費による「1851年ロンドン万国博の開催事情と展示品に関する調査」の成果の一部である。現地での資料収集の機会をあたえていただいた関係各位に感謝したい。

Summary

THE GREAT EXHIBITION OF 1851 AND INDUSTRIAL INTEREST: A VIEW OF THE 'BIRMINGHAM RESOLUTION'

KIMIO SHIGETOMI

This is a brief note considering the relation of the Great Exhibition of 1851 and industrial interest. While the organizers of the Exhibition, as Auerbach described[Auerbach (1999), p.3], portrayed it as a tribute to social order and class integration, a careful analysis of attendance patterns discloses deep, underlying divisions. The 'Birmingham Resolution' symbolized such division of interests between industrialists and others, especially merchants.

The Birmingham Local Committee for the Exhibition, on 10 April 1850, expressed its regret that the Royal Commissioners for the Exhibition had not made it a condition that the name of the manufacturer shall, in all instances, be attached to every article. The manufacturer's name should have appeared on every article exhibited. The Royal Commission refused the request of Birmingham, insisting that it was not practical because an article is, in many cases, the production of many manufacturers, inventors, and designers; and that credit goes in various degrees to a number of persons, to all of whom it seemed impossible for the Commissioners by any enactment to ensure the due reward of their respective merit.

Other cities and towns showed various attitudes towards the Birmingham Resolution. The Local Committee of Sheffield, as a centre of metal industry, confirmed it, and some other cities did too. Many cities, however, supported the Royal Commissioners' policy. The Birmingham Resolution was finally denied in the Conference on 27 June 1850. This note, mainly based on the information from the letters and correspondences deposited in the Royal Commission, investigates this Birmingham problem, considering its backgrounds.